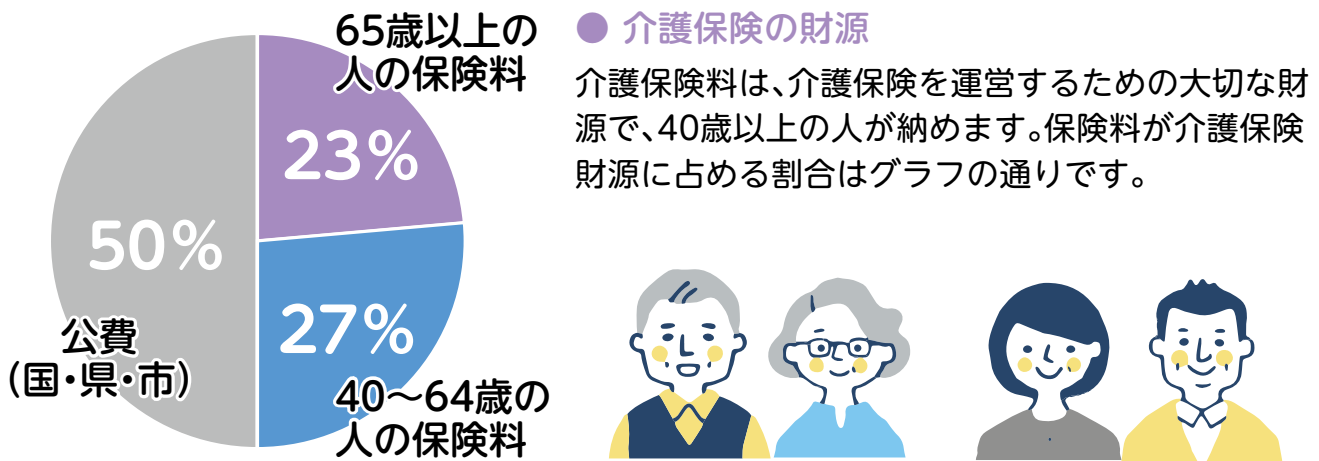


第2章 介護保険料について

介護保険制度は社会全体で介護を支えることを目的に創設された公的保険制度です。介護保険が健全に運営できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。



保険料基準額の決め方

介護保険料は市全体の介護保険給付に必要な費用などから算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額(年額) = 伊勢崎市で介護保険の給付にかかる費用 × 65歳以上の人の負担割合(23%) ÷ 伊勢崎市の65歳以上の人数

介護保険料は介護保険事業計画に定める介護サービス費用見込額等に基づき、3年に一度の見直しを行います。
第9期(令和6年度～令和8年度)の保険料基準額は72,000円となっており、介護給付費準備基金の一部を取り崩すことで、第8期の保険料基準額72,000円を据え置きとしています。

MEMO

65歳以上(第1号被保険者)の人の保険料

決め方 基準額をもとに、所得等に応じて決まります。

伊勢崎市の保険料基準額(月額) 6,000円

所得段階	所得区分		負担率	年額保険料	
第1段階	・生活保護を受給している ・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している ・世帯全員が市民税非課税で本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計額が80万9千円以下		基準額×0.285	20,500円	
第2段階	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税 本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計額が80万9千円を超え120万円以下	基準額×0.485	34,900円	
第3段階		本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計額が120万円を超える	基準額×0.685	49,300円	
第4段階		同じ世帯に市民税課税者がいる	本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計額が80万9千円以下	基準額×0.85	61,200円
第5段階 (基準段階)			本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計額が80万9千円を超える	基準額	72,000円
第6段階	本人が市民税課税	前年の 合計所得金額	120万円未満	基準額×1.20	86,400円
第7段階			120万円以上210万円未満	基準額×1.30	93,600円
第8段階			210万円以上320万円未満	基準額×1.50	108,000円
第9段階			320万円以上420万円未満	基準額×1.70	122,400円
第10段階			420万円以上520万円未満	基準額×1.90	136,800円
第11段階			520万円以上620万円未満	基準額×2.10	151,200円
第12段階			620万円以上720万円未満	基準額×2.30	165,600円
第13段階			720万円以上	基準額×2.40	172,800円

※世帯とは…原則として4月1日現在での住民票上の世帯。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や年齢到達で第1号被保険者になった場合には、その年度は資格取得日現在の世帯になります。
※老齢福祉年金…明治44年4月1日以前に生まれた人等が受けている無拠出年金です。
※公的年金等収入金額…税法上の課税対象となる公的年金(国民年金、厚生年金など)の収入をいい、課税対象とならない年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません。
※合計所得金額…収入金額から必要経費などを控除した額です。申告分離課税の所得金額(株式譲渡所得など)を含みます。土地建物等の譲渡所得については、特別控除後の額で計算します。ただし、雑損失・繰越損失は含みません。本人が市民税非課税である場合(第1から第5段階)は、公的年金等に係る雑所得を引いた額になります。なお、合計所得金額がマイナスの場合は0円として計算します。
※第1段階、第2段階、第4段階および第5段階の「所得区分」の欄における「80万9千円」は、令和7年度からの適用となります(介護保険法施行令の一部改正による)。令和6年度は、「80万円」と読み替えてください。

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス

納め方 年金の受給額で異なります。

年金の受給が年額18万円以上

特別徴収（年金から差し引き）

仮徴収期間



仮徴収

65歳以上の人の保険料は、6月の市民税確定後に決定します。そのため、4月、6月、8月は暫定的な額での徴収（仮徴収）となります。通常は、前年度の2月と同額を納めます。

特別徴収とは、年金支払月（偶数月）に受給の年金からあらかじめ保険料を差し引くことです。ご自身で納める必要はありません。
（注）個人年金は対象となりません。

本徴収期間



本徴収

確定した年間保険料額から、仮徴収額を差し引いた残りの額を期割（10月・12月・2月）で納めます。

※仮徴収額と本徴収額に大きく差が生じると思われる人に対しては、8月の徴収額を変更（平準化）する場合があります。

年金の受給が年額18万円未満

普通徴収（納付書払か口座振替）

本算定賦課



本算定賦課

7月から翌年の2月までの8期分の納付書を7月中旬に送付します。取り扱い金融機関、コンビニエンスストア、市役所および各支所で納めます。（納付書裏面参照）ペイジー、クレジットカード、スマホ決済による納付も可能です。この場合、領収証書の発行は行いませんので、必要な場合は金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。また、取り扱い金融機関での口座振替もできます。

年度の途中で65歳到達、転入した場合や保険料の増額、減額があった場合などは保険料の全部か一部が普通徴収になります。

納め忘れのない、便利で確実な口座振替がおすすめです！

- ①介護保険料の納付書、通帳、印鑑（通帳届出印）を用意します。
 - ②取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。
- ※口座振替の開始は、申込日の翌月末からになります。

申込日の月末にあたる納期分は、納付書で納めてください。

7/10 口座振替申込 → 7月末納期分は納付書で納めてください。

8月末納期分以降は口座振替になります。

○Webからの口座振替申込が可能です。詳しくは、「ウェブ口座振替 伊勢崎」と検索し、市のホームページをご覧ください。

40歳から64歳（第2号被保険者）の人の保険料

国民健康保険に加入している人

決め方 世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などに応じて世帯ごとに決まります。

納め方 医療分・後期高齢者支援金分と合わせて世帯主が納付します。
※なお、本人負担分と同額を国や県が負担しています。

職場の健康保険に加入している人

決め方 加入している健康保険ごとの算定方法で決まります。

納め方 健康保険料と介護保険料を合わせて納めます。
※原則として事業主が半分納めます。

！ 介護保険料を滞納した場合は？

災害など特別な事情もなく介護保険料を滞納した場合、滞納した期間に応じて次の措置が取られることがあります。

納期限をすぎると… 督促が行われ、延滞金が徴収される場合があります。

1年以上滞納

サービス費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとから保険給付（費用の7～9割）を受けます。

1年6か月以上滞納

サービス費用の全額をいったん自己負担し、給付が一時差し止められます。滞納していた保険料に充当する場合があります。

2年以上滞納

利用者負担が1割～3割負担から、3割～4割に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給が受けられない場合があります。

保険料の徴収猶予や減免について

災害に遭われたり、収入が減少するなど特別な事情により、保険料を支払うことが困難な場合には、申請により保険料の徴収猶予や減免を行います。

特別な事情とは

1. 火災、風水害など災害により、住宅・家財に著しい損害を受けた
2. 世帯の生計主の死亡・入院・失業・売り上げ減少などにより世帯の収入が減少した
3. 生活に困窮している（市民税課税者と同一生計・扶養関係にない場合に限る）

○収入や預貯金状況を確認した上で減免が決定されますので、ご了承ください。

1から3それぞれ、条件に該当するかどうかの基準がありますので、該当すると思われる人は、介護保険課保険料係までご相談ください。